## 目標年となる指定製品の達成状況について

令和4年4月22日 経済産業省製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

# |1.目標値の達成状況|

(1) 店舗・事務所用エアコンディショナー (一日の冷凍能力が 3t 未満のもの)

店舗・事務所用エアコンディショナーの目標値と目標年度は、以下の通り。

指定製品名	環境影響度の目標値	目標年度
店舗・事務所用		
エアコンディショナー	750	2020
(一日の冷凍能力が三トン未満のもの)		

2020 年度に目標年度を迎えたため、<u>製造業者7社に対して、指定製品の製造状況について、フロン排出抑制法第91条に基づく報告徴収</u>を行うとともに、当該報告徴収の結果を元に必要に応じてヒアリング等を実施し、確認を行った。

その結果、出荷台数が 600 台以上の製造業者は7社中6社となり、下表のとおり、対象となる6社全てが目標値を達成した。

環境影響度(冷媒の GWP)の出荷台数での加重平均値は、全体で 687.7 であり、環境影響度の目標値 750 と比較して、約8%の改善が図られた。

表 2020 年度におけるフロン法第 91 条に基づく報告徴収結果

	出荷台数(台)	加重平均	目標值達成状況
A 社	255, 433	721. 5	0
B社	64, 784	678	0
C 社	59, 093	675	0
D社	32, 822	689	0
E社	51, 543	685	0
F社	371, 523	677. 6	0

#### (2) 住宅用硬質ポリウレタンフォーム原液

住宅用硬質ポリウレタンフォーム原液の目標値と目標年度は、以下の通り。

指定製品名	環境影響度の目標値	目標年度
住宅用硬質ポリウレタンフォーム原液	100	2020

2020年度に目標年度を迎えたため、製造業者 11 社に対して、指定製品の製造状況について、フロン排出抑制法第 91 条に基づく報告徴収を行うとともに、当該報告徴収の結果を元に必要に応じてヒアリング等を実施し、確認を行った。

その結果、出荷量が 15 トン以上の製造業者は 11 社中 8 社となり、下表のとおり、対象となる 8 社中、7 社が目標値を達成した。

目標値達成7社について<u>環境影響度(発泡剤の GWP)の出荷量での加重平均</u>値は17.3であり、環境影響度の目標値100と比較して、約82.7%の改善となった。

目標値未達成の製造業者 1 社についても、目標年度後にノンフロン製品に 移行していることを確認した。

表 2020 年度におけるフロン法第 91 条に基づく報告徴収結果

	出荷量(t)	加重平均	目標值達成状況
A 社	153. 254	17	0
B社	310. 507	2. 56	0
C 社	666. 441	13. 1	0
D社	292. 052	4	0
E社	416. 447	34. 6	0
F社	62. 494	48	0
G 社	1035. 804	2	0
H社	25. 125	1430	× (ただし、2021 年 9 月 からノンフロン化)

## 2. 表示の達成状況

店舗・事務所用エアコンディショナーの表示事項等については、以下の通り。

製品の区分	本体への表示事項	カタログへの表示事項
店舗・事務所用	①使用するフロン類等の種類、数量及び環	・本体への表示事項
エアコンディシ	境影響度(法第87条に基づき当該事項に	・目標値及び目標年度
ョナー	関して表示を行っている場合を除く。)	
	②品名及び形名	
	③製造業者等の氏名又は名称	

製造業者等7社から提出された報告及び各社カタログを確認し、7社全でで表示義務を履行していることが確認された。

住宅用硬質ポリウレタンフォーム原液の表示事項等については、以下の通り。

製品の区分	本体への表示事項	カタログへの表示事項
住宅用硬質ポリ	① 使用するフロン類等の種類、数量及び	・本体への表示事項
ウレタンフォー	環境影響度	<ul><li>目標値及び目標年度</li></ul>
ム原液	② 品名及び形名	
	③ 製造業者等の氏名又は名称	
	④ 当該製品が住宅建築材料用である旨	

製造業者等8社から提出された報告及び各社カタログを確認し、8社全てにおいて表示義務を履行していることが確認された。

# 3. 結果考察

店舗・事務所用エアコンディショナーについて、製造業者等の冷媒転換に対する取組の結果、環境影響度は、R32 冷媒(GWP値 675)の採用で低下していることを確認した。

また、住宅用硬質ポリウレタンフォーム原液についても、製造業者等のノンフロン発泡剤への転換に対する取組の結果、概ね環境影響度は、HFO (GWP 値 <2) 又は H2O (CO2) (GWP 値 1) の採用で低下し、2020 年度時点で目標値が未達の製造業者等についても、同様に 2021 年にはノンフロン製品へ転換済である。

以上のことから、フロン排出抑制法における<u>指定製品制度は、効果的に機能</u> したと考えられる。 なお、各製造業者等の取組に関しては、今後も必要に応じヒアリングを実施するなどフォローアップを行い、より一層のノンフロン・低 GWP 化に向けた取組の促進を図る。

以上